

# 博士学位論文審査要旨

2017年1月27日

論文題目：競争法と国際私法

学位申請者：西岡 和晃

審査委員：

主査：法学研究科 教授 高杉 直

副査：法学研究科 教授 濑領 真悟

副査：法学研究科 教授 林 貴美

要旨：

本論文は、競争制限行為を理由に差止や損害賠償などの救済を求める競争請求について、各国の実質法制度を概観した上で、涉外的な競争請求から生じる国際私法上の問題を扱うものである。

第I章では、競争請求の定義を行うとともに、本研究の問題の背景を提示している。

第II章では、比較実質法として、日本、EU、スイスおよび米国の競争請求に関する実質法制度を紹介している。その結果として、各国の実質法の相違が明らかにされ、準拠法の問題の重要性が指摘されている。

第III章では、準拠法決定の前提となる国際裁判管轄の問題、特に競争請求との関係で議論があり得る不法行為地を原因とする国際裁判管轄の問題を取り上げている。EU、スイスおよび米国における議論を考察した後、競争制限行為が生じた市場地を結果発生地と解釈すべきであると主張する。

第IV章では、準拠法の問題を取り上げている。EU、スイスおよび米国における議論を考察した後、競争制限行為が侵害する法益が市場への新規参入や適正な市場価格での物品等の購入のような各人の競争上の利益であることから、競争制限効果が生じる市場地の法を準拠法とすべきであると主張する。

第V章では、外国判決の承認執行の問題を取り上げている。EU、スイスおよび米国における議論を考察した後、結論として、我が国の市場秩序が損なわれる場合には、外国競争判決の承認執行を公序に反するとして拒絶するべきであると主張する。

第VI章では、まとめとして、国際私法上の問題のいずれの局面においても、事理に適した結論が導かれるよう、競争請求に特有な効果理論が一定程度考慮されるべきであるとの結論を示している。

本論文は、豊富な外国の文献・資料に基づき、比較法研究という手堅い手法を用いた上で、論理的かつ説得的な結論を導き出しており、この分野で独立した研究者として活動できることを十分に示している。

よって、本論文は、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2017年1月27日

論文題目：競争法と国際私法

学位申請者：西岡 和晃

審査委員：

主査：法学研究科 教授 高杉 直

副査：法学研究科 教授 濑領 真悟

副査：法学研究科 教授 林 貴美

要旨：

審査委員は、2017年1月27日、午後1時30分から3時まで、光塩館第1共同研究室で総合試験を行った。

総合試験では、主として提出された学位論文の内容およびそれに関連する質問を行い、それに対して口頭で解答するという方法で、専門分野についての理解を確認した。学位請求者は、審査委員からの質問に対して、誠実かつ的確な応答を行い、独立した研究者としての活動の基盤となる、高度かつ専門的な知識を十分に有していることを示した。また、学位請求者は、提出された学位論文の執筆に際して、英語およびドイツ語の文献を多数用いていること、ならびに、外国語に関する質問に対しても的確に解答できていたことから、法学分野における英語およびドイツ語を含む語学能力を十分に備えていると判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目：競争法と国際私法

氏名：西岡和晃

## 要旨：

本稿では、競争制限行為を理由に差止や損害賠償などの救済を求める競争請求について、各国の実質法制度を概観した上で、涉外的な競争請求から生じる国際私法上特に重要な3つの問題、すなわち、国際裁判管轄、準拠法、外国判決の承認執行の問題を扱った。

各国は競争請求を認める点で共通するが、各国の実質法制度は、実体的側面だけでなく、手続的側面においても、大きく異なっている。そのため、涉外的な競争請求が問題となる場合には、準拠法など国際私法上の問題が生じる。しかし、我が国においては、これまで、涉外的な競争請求から生じる国際私法上の問題について、ほとんど議論がなされていない。むしろ、涉外的な競争請求を含む、競争法の国際的側面に関する議論の対象は、我が国の競争法がどこまで適用されるか、すなわち、いわゆる「域外適用」の問題であり、我が国における外国競争法の適用可能性はほとんど検討されていない。その理由としては、競争請求が多くの場合根拠とするであろう競争法が、自国の経済政策のもと、公的利害を保護する公法に属すると考えられているため、競争請求も公法上の問題と捉えられていたことが推察できるであろう。実際に、課徴金納付命令や排除措置命令といった競争当局による公的執行の場合には、被害者に対する私法上の救済といった私的利害ではなく、市場における競争秩序の保護といった公的利害が問題となる。公的利害が問題となる公的執行は、公法上の問題として扱われるべきであろう。それに対して、競争請求は、間接的に市場秩序の維持に資するといえども、1次的には、競争制限行為の被害者に私法上の救済を与えるものである。また、競争請求のもと私法上の救済を求めるか否かは、被害者自身に委ねられており、被害者の意思に関係なく、競争当局が一方的に行う公的執行とは性質が異なる。これらの点を考慮すれば、競争請求が公法的な性質を有するとされる競争法に基づく場合であっても、本質的には被害者に対する救済を扱う私法上の問題と考えられるであろう。そのため、私法上の問題と考えられる競争請求は、EU及びイスイスと同様に、法選択（国際私法的）アプローチにより規律することも可能であり、むしろそうすべきであろう。また、従来、域外適用アプローチを採用しているとされる米国においても、近時、外国競争法の適用可能性が完全には排除されていないことが指摘されるだけでなく、米国も法選択アプローチを採用しているとする見解が主張されている。

涉外的な競争請求が私法上の問題として扱われ、外国競争法の適用可能性を認める法選択アプローチにより規律される場合には、国際裁判管轄、準拠法といった国際私法上の問題が生じる。国際私法上の問題の中でも、競争請求に関する国際裁判管轄と準拠法の問題は相互依存的に生じる。というのも、外国競争法が準拠法として我が国の裁判所で適用されないのであれば、そもそも国際裁判管轄を認める必要がなく、また外国競争法に関する請求について、国際裁判管轄が認められないのであれば、準拠法を検討する必要もないからである。本稿では、これらの問題に加え、外国判決の承認執行という国際私法上特に重要な3つの問題を扱った。いずれの局面においても、競争請求が多くの場合、公法的な性質を有するとされ、市場における効果に焦点を当てる競争法に依拠することから、競争法の公序的性質や、競争法の適用根拠として国際的に承認されている効果理論が考慮されるのか、また考慮されるとすれば、どの程度考慮されるべきかが主たる論点となる。私見としては、競争法の公序的性質ないし効果理論が考慮される程度は局面ご

とに異なりうるが、いずれの局面においても、一定程度考慮されるべきであると考える。というのも、そうでなければ、実質法上だけでなく、国際私法上も、事理に適した解決が導かれえないからである。

第1に、国際裁判管轄の局面に関してである。国際裁判管轄の局面においては、とりわけ、管轄原因の一つである不法行為地の解釈にあたり、効果理論がどのように、そしてどの程度考慮されるかが問題となる。競争制限行為により最終的に被る損害は金銭的損害であり、競争請求により当該損害の填補が求められることを考慮すると、不法行為地の一つである結果発生地は、金銭的損害が生じた地と解釈することも可能である。たとえば、被害者の本拠地ないし具体的な財産の所在地が結果発生地と解釈されるかもしれない。しかしながら、競争法は、公正かつ自由な競争の促進、すなわち、市場における競争秩序の保護（たとえば、市場への新規参入や適正な市場価格での物品等の購入のような各人の競争上の利益）を直接的な目標としている。このような競争法の目的を踏まえれば、競争制限行為により被る金銭的損害は、市場における競争侵害から生じる2次的損害に過ぎず、市場における競争秩序の侵害が1次的損害であると考えられる。そのため、競争秩序が侵害される地、すなわち、競争制限行為が生じた市場地を結果発生地と解釈することも可能であり、むしろこのように解釈すべきであろう。というのも、このような解釈は、競争制限効果が生じた市場地が問題となる競争制限行為と密接な関連を有している点からも適切であるからである。競争法が一般に効果理論に基づき適用されることを重視すれば、自国市場で競争制限効果が生じていないため、競争法が適用を求める国に国際裁判管轄を認めるべきでないようにも思われる。しかし、国際裁判管轄の局面においては、効果理論を固持する必要はないと考えられる。というのも、国際裁判管轄の局面においては、国際裁判管轄が認められる地の競争法が適用されるか否かではなく、証拠収集の便宜、被害者の提訴の便宜、加害者の予見可能性及び不法行為地の公序との関係といった観点が重要であるからである。そのため、競争制限効果が生じる市場地以外にも、問題となる競争制限的な協定の締結地や実施地といった一定の関連性が認められる地には国際裁判管轄が認められるべきであろう。

第2に、準拠法の局面についてである。準拠法の局面においては、準拠法を決定する連結点の決定にあたり、効果理論がどの程度考慮されるかが問題となる。前述の通り、競争法が市場における競争秩序の保護を直接の目的としていることから、競争制限行為が侵害する法益は、市場への新規参入や適正な市場価格での物品等の購入のような各人の競争上の利益であると解せられる。このような競争法の性質を踏まえれば、効果理論を国際私法上においても具体化し、競争上の利益が侵害される、すなわち、競争制限効果が生じる市場地の法を準拠法とすべきである。また、このように競争制限行為と最も密接な関連を有する市場地法からの逸脱は原則として認められるべきではないであろう。というのも、市場地法からの逸脱を認めると、通常、市場地法以外の法は、問題となる行為を規律する利益を有しないことから、最終的に被害者への救済が認められないほか、市場秩序の維持という目的が果たされないと考えられるからである。また、競争法が市場における競争制限効果に焦点を当てるなどを踏まえれば、問題となる市場地以外に密接な関連を有する法はほぼ考えられないため、原則として、市場地法からの逸脱を支持する根拠はないであろう。この意味においては、準拠法の局面における効果理論の影響は、国際裁判管轄の局面におけるものと比較してより強いものである。

第3に、外国判決の承認執行の局面についてである。外国判決の承認執行の局面においては、とりわけ、競争法が有する公序的性質を有することから、公序の枠組みにおいて、効果理論がどの程度考慮されるのかが問題となる。具体的には、承認国競争法が適用を求める場合に、承認国競争法を適用しない、又は適用に誤りがある外国競争判決が承認されうるかが問題となる。我が国を含め多くの国は、自国の市場秩序を維持するため、競争政策に沿った独自の競争法を定め、効果理論に基づき、一定の行為を規制している。各国法が禁止する行為類型は一定程度共通して

いるが、問題となる行為が禁止されるか否かの具体的な判断基準は必ずしも同一ではない。そのため、我が国の市場で問題となる行為に対し、我が国の競争法が適用を求めるにもかかわらず、外国法が適用される場合には、ある行為が禁止されるか否かについて複数の判断基準が存在することとなる。その結果として、ある行為について、判断基準の相違から、我が国の市場において規制される場面と許容される場面が生じうこととなり、我が国の競争法が指向する市場秩序は損なわれる。同様の結果は、我が国の競争法の適用に誤りがある場合においても生じるであろう。このように、我が国の市場秩序が損なわれる場合には、外国競争判決の承認執行を公序に反するとして拒絶するべきであろう。外国競争判決の承認執行の局面においても、効果理論は、公序の枠組みにおいて、重要な影響を及ぼすべきであろう。

前述の通り、競争請求は、1次的に競争制限行為の被害者に私法上の救済を与えるものであることから、私法上の問題として扱われるが、国際私法上の問題のいずれの局面においても、事理に適した結論が導かれるよう、競争請求に特有な効果理論が一定程度考慮されるべきであろう。

本稿では、競争請求に関する各国の実質法制度に加え、裁判所での訴訟の枠組みにおいて、不法行為的性質を有する競争請求から生じる国際私法上特に重要な3つの問題を扱った。しかし、涉外的な競争請求をめぐっては、当事者間の契約から生じる契約上の競争請求をめぐる問題や、代替的な紛争解決手段である仲裁の利用可能性といった問題が残っている。これらの問題については、今後の課題としたい。